

生野ラグビーフットボールスクール規約

第1条

【名称】 本スクールは生野ラグビーフットボールスクール（以下「スクール」という）と称す。

第2条

【事務局所在地】 本スクールの事務局は以下に置く。

大阪府大阪市生野区新今里 7-4-18

第3条

【目的】 本スクールはラグビーフットボールを通じて、青少年に明るく正しい運動の機会を与え、健全な心身の発達に寄与することを主たる目的とする。

第4条

【構成員】 本スクールの構成員は(財)日本ラグビーフットボール協会に登録する選手及びコーチをもって組織する。

第5条

【活動】 (1) ラグビーフットボールの練習・試合・観覧
(2) 合宿・野外活動
(3) その他目的達成に必要な活動

第6条

【傷害補償】 活動に関しては、安全に配慮しこれを行うが、万が一不慮の事故が起きた場合は、本スクール加入のスポーツ傷害保険の補償内とする。

第7条

【役員】 本スクールに次の役員を置く。

代表	1名
代表代理	1名
顧問	若干名
相談役	若干名
安全対策担当	若干名
運営委員長	1名
会計	2名
会計監査	1名

第8条

【会議】 本スクール代表が議長を務め、必要に応じて召集する。

第9条

【会計】

本スクールの運営費用は、会費、補助金、寄付金、その他をもってあてる。

会計年度は、毎年4月より3月までとし、会計担当者は会計監査をうけ、運営委員会での賛同を経て、保護者に報告する。

第10条

【規約の改正】規約の改正は、運営委員会の議決による。